

水戸市告示第 247 号

水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項を次のように定める。

令和 2 年 7 月 29 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項

水戸市防災用自動起動ラジオの無償貸与に関する要項（平成 30 年水戸市告示第 196 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要項は、予算の範囲内において、災害時等において市から発信する重要な緊急情報を受信することのできる防災用自動起動ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）を貸与することにより、市民の迅速かつ安全な避難に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 洪水浸水想定区域 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域をいう。
- (2) 土砂災害警戒区域等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域又は同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域をいう。
- (3) 対象町内会 その区域に洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等を含む町内会をいう。
- (4) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 10 第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。
- (5) 避難支援等関係者 災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に規定する避難支援等関係者をいう。
- (6) 防災ラジオ放送事業 災害が発生した場合等に、市からの要請により、市が指定する者が防災ラジオを自動で起動する信号を発信するとともに、当該災害に関する情報等についてラジオ放送を行う事業をいう。

（貸与する物品）

第 3 条 貸与する物品は、防災ラジオ（付属品を含む。以下同じ。）及び屋内用外部アンテナとする。

2 防災ラジオの貸与は、1 世帯、1 事業所又は 1 団体につき 1 台を限度とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（防災ラジオの貸与の対象者）

第 4 条 防災ラジオの貸与の対象となるものは、本市に住所を有する者、市内に所在する事業所、市内の避難支援等関係者その他市長が特に必要と認めるものとする。

（防災ラジオの貸与の期間等）

第 5 条 防災ラジオの貸与の期間は、貸与を開始した日から防災ラジオ放送事業を終了する日までとする。ただし、市長が、防災ラジオの管理上特に支障があり、又は公益上特に必要があると認めるときは、当該期間内であっても、市長は、貸与を受けた者に対し、防災ラジオの利用の中止及び返却を求めるこ

とができる。

(防災ラジオの貸与の申請)

第6条 防災ラジオの貸与を受けようとするものは、防災用自動起動ラジオ貸与申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項第4号又は第5号に該当するもののうち市長が認めるものは、前項の申請書の提出を省略することができる。この場合において、当該申請書の提出を省略したものは、防災ラジオの借受時に、防災用自動起動ラジオ等借受書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(防災ラジオの貸与の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、防災用自動起動ラジオ等貸与決定通知書(様式第3号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

(負担金の額等)

第8条 防災ラジオの貸与を受けるものは、防災ラジオ1台につき4,500円(第3条第2項ただし書の規定により複数の防災ラジオの貸与を受ける場合の2台目以降の防災ラジオにあつては、1台につき9,000円)を負担金として市長が定める期間内に市に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに貸与する防災ラジオに係る負担金は、1台に限り、無償とする。ただし、第4号及び第5号に掲げるものにあつては、2台目以降の負担金についても、無償とする。

(1) 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等又は対象町内会の区域に居住する世帯に属する者

(2) 避難行動要支援者であつて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に市からの支援を希望するものとして市が作成する名簿に登録されている者が属する世帯に属する者

(3) 水戸市役所出張所条例(昭和63年水戸市条例第2号)第2条の表に定める水戸市役所常澄出張所又は水戸市役所内原出張所の所管区域に居住する世帯に属する者

(4) 避難支援等関係者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

3 第1項の期間内に負担金が納付されないときは、市長は、前条の規定による決定を取り消すことができる。

4 既納の負担金は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(防災ラジオの引渡し)

第9条 市長は、前条第1項の規定による負担金の納付があつたとき(同条第2項の規定により負担金が無償となるものにあつては、第7条の規定による防災ラジオの貸与の決定をしたとき)は、防災ラジオを引き渡すものとする。

(屋内用外部アンテナの無償貸与)

第10条 屋内用外部アンテナの貸与の対象となるものは、防災ラジオの貸与を受けたもののうち居住する住宅等の電波状況により防災ラジオによる受信に支障が生じるものとする。

2 屋内用外部アンテナの貸与を希望するものは、屋内用外部アンテナ無償貸与契約申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

3 第5条、第6条第2項及び第7条の規定は、屋内用外部アンテナの貸与について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第10条第2項」と、同条中「前条第1項」とあるのは「第10条第2項」と読み替えるものとする。

4 屋内用外部アンテナの貸与は、無償とする。

(台帳への登録)

第11条 市長は、防災ラジオ又は屋内用外部アンテナ（以下「防災ラジオ等」という。）を貸与したときは、防災用自動起動ラジオ等貸与台帳（様式第5号）に必要な事項を登録するものとする。

(変更等の届出)

第12条 防災ラジオ等の貸与を受けたもの（以下「借受者」という。）は、第6条第1項又は第10条第2項の規定による申請（第6条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により申請書の提出を省略した場合にあっては、第6条第2項の規定により提出した借受書）に係る事項に変更を生じたとき、又は貸与を受けた防災ラジオ等の借受を中止するときは、防災用自動起動ラジオ等利用変更（返却）届（様式第6号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(貸与の決定の取消し等)

第13条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、防災ラジオ等の貸与の決定を取り消し、防災用自動起動ラジオ等貸与契約決定取消通知書（様式第7号）により当該借受者に通知するものとする。

(1) 第4条又は第10条第1項に規定するものでなくなったとき。

(2) 第8条第2項各号に該当して防災ラジオ等を無償で借用する者が、当該各号に定めるものにならなかったとき。

(3) 防災ラジオ等の借受の中止の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が貸与の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 借受者は、前項の規定により防災ラジオ等の貸与の決定を取り消されたときは、速やかに当該防災ラジオ等を返却しなければならない。

(維持管理等)

第14条 借受者は、防災ラジオ及び屋内用外部アンテナを自己の責任において、良好な状態で維持管理しなければならない。この場合において、防災ラジオ及び屋内用外部アンテナの使用に係る電気料金及び電池代は、借受者が負担するものとする。

2 借受者は、市が実施する防災ラジオ放送事業の試験放送等により、借受者の可能な範囲で防災ラジオ及び屋内用外部アンテナの動作確認を行わなければならない。

(故障等の報告等)

第15条 借受者は、貸与を受けた防災ラジオ等について、故障、損傷、紛失又は盗難（以下「故障等」という。）が発生した場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 故障等が発生した防災ラジオ等に係る同等品の購入、交換又は修繕の費用は、市の負担とする。ただし、借受者の故意又は過失による故障等に係る同等品の購入、交換又は修繕の費用にあっては、借受者の負担とする。

(譲渡等の禁止)

第 16 条 借受者は、貸与を受けた防災ラジオ及び屋内用外部アンテナを譲渡し、又は転貸してはならない。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要項の施行の日前に改正前の水戸市防災用自動起動ラジオの無償貸与に関する要項第 6 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定による申請のあった防災ラジオ等の貸与については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

防災用自動起動ラジオ貸与申請書

年 月 日

水戸市長 様

防災用自動起動ラジオを貸与により利用したいので、裏面に記載された事項に同意した上で、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、市が貸与要件を確認するため住民基本台帳の世帯情報を利用すること及び貸与する物品の郵送に当たり、氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号を郵送・配送事業者に提供することに同意します。

申請者	ふりがな		生年月日 (事業所の場合は不要)	年 月 日
	氏名又は名称	印		
	住所又は所在地	〒		
	電話番号		電話番号 (携帯)	
	代表者氏名 (事業所の場合のみ)			

※ 自署の場合は、押印を省略できます。

世帯主	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所	〒		

※ 申請者と同じ場合は、記入の必要はありません。

防災用自動起動ラジオの貸与に関する同意事項

防災用自動起動ラジオ（以下「防災ラジオ」という。）の貸与に当たり、次の事項に同意します。

- 1 防災ラジオ1台につき4,500円（水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第3条第2項ただし書の規定により複数の防災ラジオの貸与を受ける場合の2台目以降の防災ラジオにあっては、1台につき9,000円）を、指定された期限内に、負担金として納入すること（水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第8条第2項の規定により負担金を課さない場合を除く。）。
また、この負担金は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き還付されないこと。
- 2 防災ラジオ及び屋内用外部アンテナ（以下「防災ラジオ等」という。）を適正に管理すること。
- 3 防災ラジオ等を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 4 転出等により、申請した事項に変更が生じたとき、又は防災ラジオ等を必要としなくなったときは、防災用自動起動ラジオ等利用変更（返却）届を提出すること。
- 5 防災ラジオ等について、故障、損傷、紛失又は盗難が発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- 6 故意又は過失により、貸与を受けた防災ラジオ等を損傷し、又は紛失したときは、防災ラジオ等の同等品の購入、交換又は修繕の費用を負担すること。
- 7 防災ラジオ等の使用に係る電気料金及び電池代を負担すること。
- 8 市から防災ラジオ等の利用の中止又は返却を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返却すること。
- 9 市がおおむね2か月ごとに実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送等により、可能な範囲で防災ラジオ等の動作確認を行うこと。
- 10 前各項に掲げるもののほか、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項の規定を遵守すること。

なお、防災用自動起動ラジオを貸与したときは、上記の事項が契約条項となります。

様式第2号（第6条関係）

防災用自動起動ラジオ等借受書

年 月 日

水戸市長 様

防災用自動起動ラジオ等を下記のとおり借り受けました。

記

借受日	年 月 日
団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
借受者氏名	印
借受者住所	
借受物品	防災用自動起動ラジオ 台 屋内用外部アンテナ 本

備考 1 団体名、代表者氏名及び代表者住所の欄は、団体として借り受ける場合に記入すること。

2 防災用自動起動ラジオ等は、市の所有物であるため、譲渡、転貸等を禁止する。また、貸与された防災用自動起動ラジオ等は、適正に管理すること。

年 月 日

防災用自動起動ラジオ等貸与決定通知書

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった防災用自動起動ラジオ等の貸与について、次のとおり貸与することを決定したので、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第7条の規定により通知します。

貸与決定日	年 月 日	
貸与する物品		
申請者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
世帯主	住 所	
	氏 名	
個体識別番号		
備 考		
契約条項	防災用自動起動ラジオ貸与申請書の裏面に記載された条項による。	

※ 防災用自動起動ラジオ等は、市の所有物であるため、譲渡、転貸等を禁止する。また、貸与された防災用自動起動ラジオ等は、適正に管理すること。

※ 規定の負担金を期限内に納付すること（無償で貸与する場合を除く。）。

屋内用外部アンテナ無償貸与契約申請書

年 月 日

水戸市長 様

屋内用外部アンテナについて、使用貸借契約を締結し、利用したいので、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

なお、防災用自動起動ラジオの貸与申請時に同意した事項について、屋内用外部アンテナの貸与においても適用することに同意します。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日
	氏名又は名称	印		(事業所の場合は不要)	
	住所又は所在地	〒			
	電話番号		携帯電話番号		
	代表者氏名（事業所の場合のみ）				

※ 自署の場合は、押印を省略できます。

世帯主	ふりがな		
	氏名		
	住所	〒	

※ 申請者と同じ場合は、記入の必要はありません。

防災用自動起動ラジオ等利用変更（返却）届

水戸市長 様

防災用自動起動ラジオ等の貸与について、申請した事項に変更を生じた（防災用自動起動ラジオを返却したい）ので、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第 12 条の規定により次のとおり届け出ます。

届出者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名又は 名称	印		
	住所又は 所在地	〒		
	電話番号			
世帯主	ふりがな			
	氏 名			
	住 所	〒		
変更（返却） した日	年 月 日			
変更等の内容	<p>1 以下の事項を変更します。</p> <p>変更する項目：</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>2 返却します。</p> <p>返却する物品 防災用自動起動ラジオ ・ 屋内用外部アンテナ</p> <p>※該当する項目に○を付け、必要な項目を御記入ください。</p>			

※ 世帯主の欄は、届出者と世帯主が同じ場合は、記入の必要はありません。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

防災用自動起動ラジオ等貸与契約決定取消通知書

様

水戸市長 印

防災用自動起動ラジオ等の貸与契約の決定について、次のとおり取り消したので、水戸市防災用自動起動ラジオの貸与に関する要項第13条第1項の規定により通知します。

- 1 取消年月日
- 2 取消理由
- 3 返却期限